

山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国内外の研究機関、大学、環境研究団体等との連携、交流を図り、環境研究や環境に関する人、技術、情報の交流を推進するため、環境研究に関する団体等が行う国際シンポジウムの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「国際シンポジウム」とは、国際的な環境研究交流事業の一環として行われる国際学会、シンポジウム等で、広く研究者や県民に交流の機会を提供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象は、富士山科学研究所がその企画、運営に深く関与し、若しくは、その構成員として組織される実行委員会等で、国際シンポジウムを行う団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、環境研究や環境に関する人、技術、情報の交流を推進するために実施する次に掲げる事業であり、知事が必要と認めたものとする。

- (1) 国際学会開催事業
- (2) 国際環境研究シンポジウム開催事業
- (3) 国際環境研究交流事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の補助金交付の対象となる事業に直接要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、定額とする。ただし、補助対象経費が当該定額に満たないときは補助対象経費の額を上限とする。

(補助金交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書 (第 1 号様式) に知事が必要と認める書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第 8 条 補助金の交付に当たって、次の各号に該当する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じる場合又は、経費の配分について各費目相互間におけるいずれか低い額の 20 % を超えて変更する場合 (第 2 号様式)
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合 (第 3 号様式)

(補助金の交付)

第 9 条 補助金は、事業完了後実績に基づき精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書 (第 4 号様式) を知事に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第 10 条 この補助金に係る事業が完了したときには、規則第 12 条の規定による事業実績報告書 (第 5 号様式) に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第 11 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体等の代表者の氏名 印

平成 年度山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施しますので、山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

文書番号

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体等の代表者の氏名

印

平成 年度山梨県国際シンポジウム開催事業費補助事業
変更承認申請書

平成 年 月 日付け環研第 号で補助金交付の決定を受けた
標記補助事業について、次のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申
請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（新旧対象とする。）
- 3 変更に伴う経費の内訳

(第3号様式)

文書番号

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体等の代表者の氏名

印

平成 年度山梨県国際シンポジウム開催事業費補助事業
中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け環研第 号で補助金交付の決定を受けた
標記補助事業について、次のとおり事業の中止(廃止)をしたいので承認され
たく申請します。

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間

(第4号様式)

文書番号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団体等の代表者の氏名 印

平成 年度山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け環研第 号で交付決定のあった標記補助金について、山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差 引 額 - =	今回概算請 求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金
(2) 口座振替

振替先金融機関名 _____

預金の種別 (当座・普通)

口座名 _____

口座番号 _____

(第5号様式)

文書番号

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団体等の代表者の氏名

印

平成 年度山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金
事業実績報告書

平成 年 月 日付け環研第 号で補助金交付の決定のあった
標記補助事業が完了しましたので、山梨県国際シンポジウム開催事業費補助金
交付要綱第10条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 金 円

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算見込書

(3) その他知事が必要と認める書類